

宇陀市

農業委員会中立委員の任命及び
説明経過に係る事務調査特別委員会
調査報告書

令和 8 年 9 月 2 5 日

目次

第1 農業委員会中立委員の任命及び説明経過に係る事務調査特別委員会について	1
1 概要	1
2 委員会の開催状況	3
3 本報告における当事者の呼称について	5
第2 前提となる事実関係の確認	5
1 はじめに	5
2 令和6年第2回定例会において農業委員候補者の一部の任命について同意が得られなかった経緯、その後の議会の開催状況	5
3 令和6年7月以降の宇陀市農業委員会の総会の開催状況	6
4 宇陀市農業委員会によるホームページ上の説明について	6
5 今回の調査事項に関連する法令の定め	7
第3 委員会による調査の結果の概要	8
1 はじめに	8
2 農林水産省への相談と助言の概要	8
3 農林水産省経営局長による技術的助言について	10
4 宇陀市農業委員会からの回答の概要	11
5 金剛市長からの回答の概要	13
6 奈良県農業会議からの回答の概要	15

第4 各証人による尋問結果の概要 1 6

1	はじめに.....	1 6
2	証人 下村宇陀市農業委員会会長	1 6
3	証人 井谷前中立委員	1 6
4	証人 林議会事務局長	1 6
5	証人 幸田市民環境部長	1 7
6	証人 山本政策監.....	1 7
7	証人 河野農業委員会事務局長	1 9
8	証人 金剛市長.....	2 2

第5 当委員会の認定した事実及び判断 2 4

1	農業委員会法の定めについて	2 4
2	金剛市長の判断の誤り	2 6
3	本件による農業関係者に生じた影響	2 8
4	金剛市長が農業委員会の事務を遅延させた背景.....	2 8
5	結論	3 5
6	調査に基づく改善意見	3 7

第1 農業委員会中立委員の任命及び説明経過に係る事務調査特別委員会について

1 概要

(1) 委員会が設置された経緯及び委員会の目的

宇陀市議会は、令和6年6月25日、宇陀市農業委員会委員12名の任期が同年7月19日で満了となることに伴い、宇陀市長金剛一智(以下「金剛市長」という)が、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という)第8条第1項に基づき、同議会に同意を求めている「宇陀市農業委員会委員の任命同意について(令和6年7月19日任期満了に伴うもの)」と題する合計12の議案(同意第9号～同20号)のうち、いわゆる中立委員(農業委員会法第8条第6項)にかかる議案(同意第20号。以下「本件議案」という)のみを不同意とした。

このような場合を念頭に、「委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。」(農業委員会法第10条第2項)との定めがおかれているにもかかわらず、金剛市長は、宇陀市議会の同意を得られた委員の任命まで留保してしまい、宇陀市農業委員会の総会を招集しようとしなかった(農業委員会法第27条第1項但書)。

その結果、宇陀市農業委員会の事務は、同年7月20日から同年11月10日までの間、事実上休止させられ、農地法(昭和27年法律第229号。以下「農地法」という)にかかる許可申請等に対する判断がなされていない状態が継続してしまった。

これを受けた宇陀市議会においては、令和7年12月23日、第4回定例会において、農業委員会中立委員の任命及び説明経過に関する事項及び議会対応に関する事項を調査する必要があるとして、地方自治法第100条第1項及び同第98条第1項の権限を付与した特別委員会を設置することを議決した。

(2) 名称

(ア) 名称 農業委員会中立委員の任命及び説明経過に係る事務調査特別委員会
(以下、「当委員会」という)

(イ) 定数 7名

(ウ) 委員の構成

委員長	奥 隆
副委員長	八木 勝光
委員	中川 ゆり子
委員	南浦 寿雄
委員	廣澤 孝英
委員	西岡 宏泰
委員	多田 與四朗

(3) 調査事項の概要

(ア) 農業委員会が「存在しない」とした判断は妥当なのか。特に農業委員会法第10条第2項の適用にあたっては「前任委員の承諾が要件となる」との解釈は相当なのか。

(イ) 農地法等にかかる許可申請の受付を停止したことが行政手続法(平成5年法律第88号。以下「行政手続法」という)に違反しないか。

(ウ) 宇陀市ないし宇陀市農業委員会において、上記(ア)、(イ)のような判断、意思決定が如何なる形でなされたのか。

(4) 法的アドバイザー

兒玉修一弁護士(奈良弁護士会)

委員会の運営にあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)、民事訴訟法(平成8年法律第109号)等の法令を遵守し、適正な調査を進め、さらに議論の対象となっている農業委員会法、行政手続法等の関連法令の解釈・適用に関して、弁護士の専門的な見地からの助言を求めるべく第1回協議会において、同弁護士

をアドバイザーに選任した。

(5) 運営についての留意事項

委員会による調査、特に証人尋問については市民の関心も大きいことから宇陀市自主放送チャンネル「うだチャン11」を利用した中継を希望したものの、金剛市長により拒否された。

2 委員会の開催状況

(1) 第1回委員会 令和8年2月26日

- ・資料照会の内容等の決定について

(2) 第2回委員会 同年4月20日

- ・地方自治法第100条第1項に基づく証拠の提出について
- ・証拠番号の決定について
- ・参考人あるいは証人の呼び出しの決定について

(3) 第3回委員会 同年5月11日

- ・証人下村雅清（以下「下村宇陀市農業委員会会長」という）に対する証人尋問について

(4) 第4回委員会 同月20日

- ・証人の選定について
- ・証人尋問の日程について
- ・証人尋問の内容について

(5) 第5回委員会 同年6月5日

- ・証人尋問の日時変更について
- ・証人出頭請求書について
- ・証人尋問の質問内容について
- ・令和8年6月2日付宇陀市長からの文書の取り扱いについて

(6) 第6回委員会 同年6月18日

- ・証人井谷憲司（以下「井谷前中立委員」という）、証人林英一郎（以下「林議

会事務局長」という）、証人幸田吉生（以下「幸田市民環境部長」という）に対する証人尋問について

(7)第7回委員会 同年6月23日

- ・農業委員会中立委員の任命及び説明経過に係る事務調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議案について

(8)第8回委員会 同年6月30日

- ・証人尋問の質問内容について
- ・証人出頭請求書について

(9)第9回委員会 同年7月10日

- ・証人の出頭請求の取扱いについて
- ・証人山本裕樹（以下「山本政策監」という）に対する証人尋問について

(10)第10回委員会 同年7月15日

- ・証人河野昌幸（以下「河野農業委員会事務局長」という）に対する証人尋問について

(11)第11回委員会 同月23日

- ・金剛市長に対する証人尋問について
- ・提出記録の取り扱いについて
- ・調査結果の論点整理について

(12)第12回委員会 同月28日

- ・提出記録の取り扱いについて
- ・関係機関への照会について

(13)第13回委員会 同年8月21日

- ・農業委員会中立委員の任命及び説明経過に係る事務調査特別委員会の調査結果報告について

(14)第14回委員会 同年9月14日

- ・農業委員会中立委員の任命及び説明経過に係る事務調査特別委員会の調査報告

書の決定について

3 本報告における当事者の呼称について

本報告における証人及び関係者については、原則として当事象が発生した当時の呼称を使用するものとする。

第2 前提となる事実関係の確認

1 はじめに

当委員会による調査の前提となる次の事実関係については、当委員会による調査を行うまでもなく客観的に明らかであるもの、または、宇陀市その他の公式文書等から容易に認定することができるものである。

そこで、予め整理しておく。

2 令和6年第2回定例会において農業委員候補者の一部の任命について同意が得られなかった経緯、その後の議会の開催状況

(1) 金剛市長は、それまで宇陀市農業委員会の委員に就任していた各委員が、令和6年7月19日に任期満了を迎えるにあたって、同月20日以降の新委員の任命に関して、農業委員会法第8条第1項に基づき、宇陀市議会の同意を求めた。

これに対し、宇陀市議会は、同年6月25日、「宇陀市農業委員会委員の任命同意について（令和6年7月19日任期満了に伴うもの）」と題する合計12の議案（同意第9号～同20号）のうち、いわゆる中立委員（農業委員会法第8条第6項）にかかる議案（同意第20号）のみを不同意とした。

なお、市議会によって任命の同意を得ることができなかった農業委員（中立委員）候補者（以下「中立委員候補者」という。）であるが、同人は、令和6年5月まで宇陀市議会議員の職にあった。

(2) 同年 7月 8日 全員協議会

(3) 同年 7月22日 全員協議会

(4) 同年 9月 3日 全員協議会

- (5) 同年 9 月 1 9 日 全員協議会
- (6) 同年 9 月 3 0 日 全員協議会
- (7) 同年 1 0 月 3 1 日 全員協議会
- (8) 同年 1 1 月 1 5 日 全員協議会

3 令和 6 年 7 月以降の宇陀市農業委員会の総会の開催状況

- (1) 令和 6 年 7 月 1 0 日

なお、同月 1 9 日をもって任期満了となる。

- (2) 同年 1 0 月 2 8 日

なお、同日、金剛市長は、宇陀市議会の同意を得られた合計 1 1 名を農業委員に任命した。同日の総会において、下村雅清農業委員が、宇陀市農業委員会会長に互選された。

- (3) 同年 1 1 月 1 1 日

通常通り宇陀市農業委員会の総会を開始

4 宇陀市農業委員会によるホームページ上の説明について

宇陀市農業委員会は、「宇陀市農業委員会事務局」の名義で、ホームページ上に文書を掲載しているところ、その内容は、概ね次の通りである。

- (1) 令和 6 年 7 月 3 1 日更新分

- ・宇陀市農業委員会委員 1 2 名の任命同意の人事案件において、1 名が不同意となる(議案に賛成及び反対した議員の個人名を明記)。
- ・7 月 8 日の宇陀市議会との協議の結果、議長預かりの案件となった。
- ・同月 1 9 日までに議長からの提案がなく、農業委員が不在となっている。
- ・市としてはどうすることもできず、農業委員会総会開催の見通しが立っていない。今後も、議長に対応してもらうように努める。

- (2) 同年 8 月 1 6 日更新分

- ・市議会が、農業委員の任命同意の人事案件において 1 名を不同意としたことにより、中立委員が不在となり、全ての農業委員の任命を行うことができず、7

月20日以降、農業委員会がない状態となった(再び、議案に賛成及び反対した議員の個人名を明記)。

- ・同日以降、農業委員会への申請が受付できない。
- ・農業政策が正常に戻るよう議会に要請する。

5 今回の調査事項に関連する法令の定め

(1) 農業委員会法

(委員の任命)

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

(総会)

第27条 農業委員会の委員の会議(・・・略・・・)は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者に共に事故があり、若しくはこ

これらの者が共に欠けたときの総会又は委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会は、市町村長が招集する。

(2) 行政手続法

(申請に対する審査、応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

第3 委員会による調査の結果の概要

1 はじめに

当委員会においては、宇陀市議会における議事録のほか、金剛市長及び宇陀市農業委員会に対し関係資料の提出を求める一方で、一般社団法人奈良県農業会議（奈良市登大路町30番地県分庁舎内5階。以下「奈良県農業会議」という。）等への照会、さらに、委員各位が農林水産省への情報公開請求を行うことによって入手した資料を取調べ、さらに、上記の通り関係者にも証言を求めている。

以下、その概要について整理しておく。

なお、関係者による証言の概要については、別途整理する。

2 農林水産省への相談と助言の概要

河野農業委員会事務局長らは、議事録上確認できただけで、令和6年9月6日、同月13日、同年10月3日の合計3回、農林水産省経営局農地政策課及び同省農林振興局農村計画課へ相談し、助言を受けている。後述するように、この相談

は、報道等を通じて農林水産省から宇陀市に対し、事情の確認及び助言がなされるに至ったものである。

農林水産省によって作成されていた宇陀市農業委員会との打合せ概要によれば、各回ごとの相談及び助言の内容の概要は、次の通りである。

(1) 令和6年9月6日(金)

- ・同日の段階で、宇陀市農業委員会において、各種申請書の受付も行っていないのは、行政手続法第7条に違反する可能性がある(農林水産省)。

- ・「前任の委員に承諾を得る」というのは運用の話であり、制度上は必要ない(農林水産省)。

- ・「前任委員の任期が切れており、市長からの任命が行えていないので、農業委員がいない。農業委員がいないので農業委員会が存在しない。つまり、申請を受け付ける者が存在しないから受付できないという認識」(宇陀市)は、誤認である。農業委員会事務局においては、申請を受け付けて内容の確認や審査の準備を行う必要がある(農林水産省)。

※同日の協議において宇陀市は、「前任委員に事務を継続してもらうためには、その承諾が必要である」旨の文書(技術的助言)の発出を依頼した模様である。

(2) 同月13日(金)

- ・農林水産省から示された文書について、市長や政策監とも相談したが、「前任委員の『承諾』という文言にこだわりたい」ということであった。法律的に承諾が求められないことは理解しているが、手続きとしてどうしても必要である(宇陀市)。

- ・技術的助言の文言に恣意的な運用を求めるようなものは排除されるべきであり、法令上求められていないこと(承諾)を文言に入れるということとはできない(農林水産省)。

- ・「総会は、委員の過半数の出席があれば開催することが可能であり、その選択肢は考えないのか」(農林水産省)との助言に関しては、総会開催が可能なことは

承知しているが、人間関係が悪化する危険性があり、現場の事務処理の遂行に支障をきたす可能性がある(宇陀市)。

・「人間関係を含めてどう対応するのが最適かは難しい判断だが、今後も事務を遅らせることになれば、不利益、支障は更に大きくなる。具体的な期限を区切って動くべき」(農林水産省)との助言に関しては、市長や政策監と相談する(宇陀市)。

・申請の受付も行わないというのはできない。ホームページの表現も修正すべきである(農林水産省)。

(3) 同年10月3日(木)

・「議会は法令に基づけば本人の了承は不要と主張しており、市としては実務上、本人の了承なく進めることができないとの考え」(宇陀市)とのことだが、「議会の主張の方が法令上は正しい」とし、「過半の要件を満たせば総会は開ける」、「申請者の不利益を生じさせないようにすべき」(農林水産省)としている。

3 農林水産省経営局長による技術的助言について

農林水産省においては、上記の相談・助言の後、金剛市長宛に、「農業委員会の運営及び農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務の早期執行について」と題する書面(6経営第1561号令和6年10月8日付農林水産省経営局長)を発出している(以下「本件通知」という)。

これは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に係る技術的助言であるところ、宇陀市において農地法第3条等に基づく申請を受け付けていない状態は、「行政手続法(平成5年法律第88号)に照らしても適正を欠いている状態である」とされ、直近の委員に対し、農業委員会法第10条第2項の内容及び趣旨についての理解を得て、「農地法及び農業委員会等に関する法律の適切な運用を図っていただきますようお願いいたします」とされている。

4 宇陀市農業委員会からの回答の概要

(1) 当委員会は、宇陀市農業委員会から、総会の議事録、河野農業委員会事務局長による法律相談の内容に係る記録、近年の農業委員会における事務の状況その他の資料の提出を受けた。

このうち、本報告書においては、次の点について紹介しておく。

(2) 顧問弁護士への法律相談とその回答の概要

(ア) 河野農業委員会事務局長は、令和6年7月23日、宇陀市の顧問を務める石黒良彦弁護士(奈良弁護士会所属。以下「石黒弁護士」という。)に対し、①農業委員会の委員について、選考や議会による人事案件の議決に当たって、対象者の人格を判断の基礎とすることはできないのではないか、②市議会が議決を行うに当たって、農業委員会法第8条、第9条に列挙された事由以外の事由を判断の基準することができるのか、③人事案件を否決した責任は市議会にあるのではないのか、の3点について相談している。

これに対し、石黒弁護士は、「人事案件を議決するに当たって、人格を判断要素に含めるかどうかは議会の裁量の範囲である(上記①の点)。農業委員会法が定める欠格事由等は最低限の要件であり、「出生・出身・思想」等にふれるような場合でない限り、議会には大きな裁量が付与されている(上記②の点)。市議会が否決したことを法的に争うのは難しい(上記③の点)。」と回答している。

(イ) これに対し、河野農業委員会事務局長は、同日、石黒弁護士に対し、さらに、④「人となり」や「人間性を見て」というのは、「出生・出身・思想」等にふれるのではないのか、⑤市議会に対し、否決理由の説明を求める根拠はあるかの2点について相談している。

これに対し、石黒弁護士は、「確認する限り、出生・出身・思想等に触れるようなものとは感じない(上記④の点)。また、市議会に対し、理由の説明を求めるような規程はない(上記⑤の点)」と回答している。

(ウ) さらに河野農業委員会事務局長は、同年8月26日、再び、石黒弁護士に対

し、「一部の議員は、農業委員会法第10条第2項によって、任期満了後も前任委員は職務を継続する必要があると言っている。しかし、農林水産省は、前任委員の承諾がなければ、農業委員への任命はできないと判断しているがいかがか」といった旨の相談をしている。

これに対し、石黒弁護士は、「農業委員会法第10条第2項は、任期を継続するに当たって、当該前任委員の同意の必要はないとの考えに沿ったものである。(今回の場合)令和3年7月20日の委員承諾において、任期満了後も引き続き任期を継続することについて同意されていると理解される。前任委員が暫定期間に就任された際は、市議会で同意された農業委員11名を任命することで、農業委員会の構成要件が成り立つ。農林水産省からの回答というのは、法律の枠組みは上記の通りであるものの、実際には、本人の承諾が必要となるという実務手続きを示したものではないか」と回答している。

ところで、同日の石黒弁護士への質問事項には、農林水産省から、農業委員会法第10条第2項の適用に当たっては、前任委員への説明と了承が必要であるかのごとく確認をとったかのような記載がある。しかし、別に述べる同省や全国農業会議所の説明や見解に照らしても、本当にこのような確認があったのかどうかについては、極めて疑わしい。

また、河野農業委員会事務局長が作成した、令和6年8月26日付弁護士相談の結果を記載した書面の末尾に「よって、同意が優先されるのか、承諾が優先されるのかについて判断は分かれるところ」との記載がある。しかし、「同意」と「承諾」は基本的に同じ意味であり、文章そのものの理解が困難であり、そもそも石黒弁護士の回答なのか疑わしい。

(3) 宇陀市農業委員会における近年の処理件数の概要

・令和3年度

農地法等の処理案件－218件

報告事項－62件

合計 280 件

- ・ 令和 4 年度

農地法等の処理案件－ 187 件

報告事項－ 52 件

合計 239 件

- ・ 令和 5 年度

農地法等の処理案件－ 216 件

報告事項－ 65 件

合計 281 件

5 金剛市長からの回答の概要

- (1) 当委員会は、金剛市長から、農林水産省との協議の際の録音媒体、河野農業委員会事務局長による法律相談の内容にかかる記録、前任委員との面談時の記録その他の資料の提出を受けた。

このうち、本報告書においては、次の点について紹介しておく。

河野農業委員会事務局長による法律相談に関しては、既に紹介したものと同一なので繰り返さない。

- (2) 農林水産省とのやり取りの概要について

宇陀市及び宇陀市農業委員会が、農林水産省からの事実確認及び指導を受けた際のやり取りの概要は、既に紹介した同省作成に係る宇陀市農業委員会との打合せ概要及び宇陀市農業委員会の農業委員任命問題に関する打合せに記載された通りである。もっとも、当委員会において、宇陀市において確保されている相談時の録音データを確認したところ、特に令和 6 年 10 月 3 日の会話の中には、容易に看過できない事項も含まれていた。

具体的には、次の通りである。

例えば、「議員の 1 人が、この方(同意を得られなかった中立委員候補者)を否決して私がそこに入っていきたいという話がでている」(山本政策監)、「安易に

議会のいうことだけを聞いて新たな方を提案して公募したら、その方が応募される可能性が高いです」(同)、「議会が何も勉強せずに、ただこの人嫌いやから、知っている人で嫌いやから、自分とこの議会から出したいから、あれ2万いくらか報酬いただけるんで、そこ行っといたらええやんみたいな話で、これ否決してそこへ私でようかなっていう人がおるような状況なんですよ」(同)、「うちのよ
うな議会があったら、人事をコントロールできてしまうと、もうお気づきかもしれませんが。馬鹿みたいな話なんですが」(林議会事務局長)、「議員側がもうなんかちょっと、自分の私利私欲じゃないけれどもそんなことで動き出したから、失敗したことを何とか隠そうということを今議員が必死なんです」(山本政策監)などと述べている。ただし、その発言は事実と反し、宇陀市議会に対する誹謗中傷にあたるばかりか、同省の職員の認識をいたずらに混乱させかねない不適切なものである。

また、自らの思い通りの文書の発出を農林水産省によって拒否されると、今度は、「農林水産省さんに行ったら、こういう風に、言い方悪いですけどさびしい対応してもらったという状況になるので、ですけど今、宇陀で〇〇さんというのは超有名人なんですけど、本当に有名人なんです」(山本政策監)、「今〇〇さんが宇陀に来ていただいたら、市長になれるかもしれないっていうぐらい有名人なんですよ」(同)など、同省の担当職員(仮に「〇〇」とした)を脅しつけるかのような言辞を弄してもいる。なお、同職員が宇陀市内で「超有名人」であるはずもなく、非常に失礼なふるまいと言わざるを得ない。

それでも、農林水産省の担当職員は、本件通知以上に、山本政策監らが希望するような文書を発出することについて、「要は、議会の主張じゃなくて市の主張を支える形でやりやすいような通知を出せっていう話だと、になっちゃうと思うんですよ、これ。中身としてはどうしても。議会と市のどちらが政争の勝者になるのかっていうのは、農地行政の中では関係なくて、・・・・市にとっては、市が今まで無作為をやっただけの形になって、議会に揚げ足取られるから動

けないとおっしゃっているような構図だと思う。」と述べ、「市が揚げ足を取られずに、要は市が議会に優位に立ちながら、それでもなお総会を開催できるような通知を望む」ということに関しては、「正直言って難しい、難しいというか・・・不可能だと思っています」と明確に拒否している。

6 奈良県農業会議からの回答の概要

河野農業委員会事務局長は、令和6年6月25日以降、奈良県農業会議に対し、新農業委員の任命に関して、市議会の同意が得られなかった際の対応について相談している。

その回答は、概ね次の通りであったとされる。

すなわち、宇陀市からの相談に対する回答としては、一般社団法人全国農業会議所農地・組織対策部長による「利害関係を有しない農業委員(中立委員)や認定農業者である農業委員の候補者が議会で同意を得られなかった場合の対応について」(令和2年6月23日付事務連絡。以下「本件事務連絡」という)を参照するのが相当であり、法的解釈については農林水産省に照会されたい、という趣旨のものであった。

ここで、本件事務連絡の記載内容であるが、概ね次の通りである。

「農業委員の改選に当たって議会同意が得られない場合、市町村長は新委員としての任命は行えないが、農業委員会法第10条第2項の規定(「委員は、その任期終了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。」)により、任期満了した中立委員、認定農業者委員が後任の新委員が任命されるまでの間、その職務を行うとして任期を延長した場合は、市町村長が農業委員を任命する要件(農業委員会法第8条第5項、第6項)を満たすものとして、議会同意を得た他の候補者について新委員として任命を行うことは可能である」

その上で、中立委員がその職務を継続する場合も、一般的には当該者の了承を得たうえで対応するものと考えられる旨、附言したようである。ただし、具体的な会話のやり取りの如何までは確認できていない。

第4 各証人による尋問結果の概要

1 はじめに

次に、当委員会において実施した証人尋問における証言の概要を、当委員会が理解したところに基づいて整理しておく。

ただし、次に整理した証言は、あくまで各証人における記憶、認識、理解に基づくものであり、その証言内容の客観性、信用性の如何は別である。

2 証人 下村宇陀市農業委員会会長

下村宇陀市農業委員会会長による証言の概要は、次の通りである。

「令和6年7月20日以降、『宇陀市農業委員会はなくなった』という認識は、農業委員会事務局による説明や報道を通じて判断したものです。私は、同日以降は農業委員会の会長ではなくなったと理解しており、決裁などもしておりません。

その後、農業委員会事務局の職員が法律相談に行ったり、農林水産省との間で協議をしたりしているようですが、私は、その内容については聞いておりません。」

3 証人 井谷前中立委員

井谷前中立委員による証言の概要は、次の通りである。

「農業委員会法第10条第2項に関して、後任の委員が就任するまでは、前任の委員が引き続き職務を行う必要がある旨の定めがあることは、遅くとも令和6年6月25日に、市議会が新中立委員の任命に同意しない旨の議決をしたときまでには知っていました。また、令和2年6月23日付の全国農業会議所が発出した事務連絡についても同様です。したがって、新中立委員が選任されるまでの間、暫定的に中立委員としての職務を引き受けないと言ったことは一度もありません。依頼があれば、お受けしないといけないと思っていました。」

4 証人 林議会事務局長

林議会事務局長による証言は、概ね次の通りである。

「令和6年10月3日の農林水産省との協議に出席することになったのは、うろ覚えですが、農業委員会事務局長から農林水産省へ行くということを知ったので、

私も同行できないかと申し出ました。また、山本政策監からは、もし休みが取れるのであれば、行ってもらえないかとの依頼がありました。同日の協議には、往路は宇陀市のその他のメンバーと同行し、宇陀市議会事務局長の立場で出席し、名刺も渡しました。帰路は、別行動でした。

同日の協議に出席したことについて、事前にも事後にも議長には報告していません。交通費は自分で負担したので、議長らに報告しなければならないという認識がありませんでした。

同日の農林水産省とのやり取りですが、当初、同省の方は、法第10条第2項の適用にあたって当事者の承諾は必要ないという認識でおられましたが、議論の結果、必ずしもそうではないという方向になったと認識しています。」

5 証人 幸田市民環境部長

幸田市民環境部長の証言内容は、概ね次の通りである。

「令和6年9月19日付で、7月8日の全員協議会における議員の発言について、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会や奈良地方法務局に対し報告を行うに至ったのは、同年9月4日ころ、宇陀市農業委員会事務局の方から事象報告があげられたからです。

宇陀市人権啓発活動推進本部の本部長が金剛市長であったため、相談しています。

同月の段階で、宇陀市として同日の全員協議会の発言が人権侵害に当たるのかどうかについて、既に顧問である石黒弁護士に相談を行っていたこと及びその回答については知りませんでした。同日以降、同弁護士に相談したことはありますが、同弁護士は、議会の議員には広い裁量が認められているとの説明でした。」

6 証人 山本政策監

山本政策監の証言内容は、概ね次の通りである。

「農業委員の任命に係る問題については、金剛市長から特命を受けて関わることになりました。ただし、付与された権限の範囲については曖昧でした。特命につ

いては、令和6年7月8日までに受けています。

農業委員会法については、市議会議員に就任してから、農業委員の同意案件に関与するようになってから勉強しました。その中で、農業委員会法第10条第2項については、奈良県農業会議からいただいた文書では、承諾が必要ということでした。ただし、私は、奈良県農業会議から交付された令和2年6月23日付事務連絡は見たことがありませんが、前任委員の承諾を得るようにとの指導文書が届きました。

同年7月8日の全員協議会において、農業委員会法第8条第4項に定められた欠格事由以外に否決してはならないと「法律」で決まっていると述べましたが、実は、法律に記載されているわけではありません。当時、私は、法律を理解していない議員にわかりやすく極論をもって説明させていただいた。

また、同日の全員協議会において、「理事者として対応いたしかねます」と述べましたが、当時、公募を行うか、否決された委員について再度同意をいただくしかなかったが、そのいずれもできませんでした。このような場合に備えて、農業委員会法第10条第2項が手当てをしています。7月19日の任期満了までに、前任委員に打診をしたのかどうかは知りません。

同月23日、同年8月26日の2回にわたる石黒弁護士へ相談した結果については、報告を受けていました。同弁護士からの回答は『法第10条第2項は前任委員の同意は必要ない』ということでしたが、一つの見解にすぎないと受け止めました。農業委員への任命について市議会の同意を得られなかった場合の方策について、同弁護士に相談しなかったのは、市議会が同意を得られなかった委員候補について再提案するか、公募するかしかなかったと理解していたからです。

農林水産省との協議内容は、全て金剛市長に報告しています。同年9月6日の同省との協議の中で、「政治的」云々の発言をしていますが、これは当時の多田議長の対応のことです。

同省の職員に対し、議員の1人の発言について批判めいた発言をしていますが、誰かから聞いたのかかもしれません。ただし、その根拠を示すことはできません。同

日の協議で、「前任委員の承諾は必要ありません」と明言されたことについても、金剛市長には報告しています。

9月13日の協議には、事務局長が「承諾」にこだわりたいという趣旨の発言をしているようですが、同席しているかどうかは記憶にありません。

いずれにせよ、農業委員会法第10条第2項の解釈については、未だ農林水産省は明確な回答をしていないという理解をしています。

10月8日の通知を受け、ようやく前任委員に対し、継続して職務を行うよう要請することができるようになりました。

農林水産省が前任委員の承諾が絶対必要であると言っていると申し上げましたが、それは同年10月8日付の通知に基づいています。同通知に「理解」という文言があるので、これをもって「前任委員の承諾が絶対必要である」との意味だと理解し、宇陀市議会において、そのように説明しました。

農業委員会総会が8月～10月まで開催されなかったことについての責任は、6月25日に議会を閉会されたことが原因で、我々に責任があるとかないとかを、お答えできることはございません。」

7 証人 河野農業委員会事務局長

河野農業委員会事務局長の証言内容は、概ね次の通りである。

「法については、令和4年に農業委員会事務局長に就任した時に勉強しましたが、さらに令和5年に農業委員の公募手続が始まったときにさらに読み込みました。

農業委員会法第8条第1項に係る議会の同意と同法第8条第4項の欠格事由との関係ですが、議会は、同法第8条第4項以外の事由で否決してはならないというよりは、同条項に記載された内容は、否決されるとき理由の一つと理解していました。

農業委員会法第10条第2項については、令和6年6月25日、農業委員の任命について一部不同意となったとき、すぐに奈良県農業会議に電話で問い合わせ

をしており、承諾が必要とのことであったので、そのように理解しました。市役所内で会議をしたかはわかりませんが、会長及び前任委員には相談しております。奈良県農業会議からいただいた書面は、令和2年6月23日付の事務連絡だけです。前任委員が職務を継続するにあたって承諾が必要であることについては、口頭で聞いただけですので、文書はありません。「必ず」という言葉があったかは覚えていません。農林水産省への問い合わせをすべきとの助言は、その後のことであったと思います。

また、承諾といっても、社会通念上の儀礼の範囲での承諾なのか、承諾書をいただかなければならないような法律上の要件としての承諾なのかの確認まではしていません。

『農業委員会の運営実務 Q&A』（以下『Q & A』という。）の問45に、中立委員の議会同意が得られなかった場合について、同意が得られた委員については通常どおり任命し、議会の同意が得られなかった委員については、前任の委員が職務を継続することで農業委員会業務に支障が出ないようにしてくださいと記載されていることについて、見てはいましたが、あまり意識していませんでした。とにかく、奈良県農業会議から、同法第10条第2項により前任委員に職務を継続してもらうためには承諾が必要であると口頭で言われましたので、その後も、ずっとその前提でおりました。

農林水産省への問い合わせをすべきとの助言は、その後のことであったと思います。

同年7月8日の全員協議会までは、庁内会議以外には、奈良県農業会議以外は相談していません。庁内会議では、金剛市長、副市長、政策監、農林商工部長が出席し、議会との関係で、公募の際に足りない要素、要件がなかったのかを議論していました。農業委員会法第10条第2項を適用して農業委員会を進める枠組みについては、『Q&A』の内容を知らなかったなので、この時は議論していません。

『Q&A』自体は、6月の段階で参照はしていましたが、これを認識したのは9月

頃のことかと思えます。

同日の全員協議会では、「同法第 8 条第 4 項以外の事由では否決することができない」という山本政策監の認識が述べられているのですが、私は、同法第 8 条第 1 項が農業委員会の委員の要件を定めており、同法第 8 条第 4 項よりも広いと理解しています。

同年 7 月 19 日に任期満了後の段階で、新規の農業委員の任命権限、また、任期満了後の総会の招集権限は市長にあり、その旨は市長とも共有しておりました。

同年 7 月 23 日に市の顧問である石黒弁護士に相談することになったのは、一般の宇陀市議会による否決理由についていかなものかと思ったからです。弁護士への相談は、自分が提案しています。相談の結果は、市長、政策監、農林商工部長に報告しております。「どうすれば農業委員会を再開できるのか」について相談していないのは、議会から提案があるという話があったからです。また、同年 8 月 26 日の同弁護士への質問書に、全国農業会議や、さらに農林水産省に確認を求めたという記載があるとのことですが、電話なので、よく覚えていません。

石黒弁護士が、どういう回答だったのかの詳細は、現時点では覚えていません。

市議会議員の発言が人権侵害に該当するのにかについても石黒弁護士に相談していますが、その内容を人権推進課には報告していません。

同年 9 月 6 日に農林水産省との間で WEB 会議が開催されたのは、同年 8 月に全国農業新聞に宇陀市農業委員会のことが掲載されたことが契機かと思えますが、同省の方から、宇陀市の状況について確認したいという連絡があったからです。同日の協議の中で、同省から、「農業委員会法第 10 条第 2 項によれば、前任委員の方には、強制的に引き受けてもらわなければならない」旨を聞き、それまでの私たちの認識とは違うと感じました。しかし、この時点でも「何が正しいか分からない」と感じました。同省の説明を聞いても、直ちには、前任委員に説明をして職務を継続していただくという考えには至りませんでした。

同年9月13日の会議において、「市長や政策監が承諾にこだわっている」という発言をしたことは事実ですが、それは、「前任委員にご理解いただく」という意味です。市長や政策監がこだわっていたという意味ではないのでご理解いただきたいです。

農業委員会法第10条第2項について、「農業委員会法は、承諾を要求されていない」という枠組みの方が、宇陀市にとっては都合がよいのではないかとのことですが、それまで奈良県農業会議にお世話になってきたので、間違ったことを助言されるとは思いませんでした。

同条項についての10月8日付通知にある「理解」という文言について、同省からは、『承諾が必要と理解していただいても結構です』と言われました。」

8 証人 金剛市長

金剛市長の証言内容は、概ね次の通りである。

「農業委員会法第8条第4項の内容については、令和6年の公募の際に、人事関係のところを中心に目を通しており、そのときに確認していたと思います。

宇陀市議会において、人事案件においては、裁決時に討論を省略していることは知っています。しかし、私は、同意であれ不同意であれ、公権力の行使である以上、その理由については説明すべきと理解しています。今回は、人事案件が否決されたので、どうしてもその理由が聞きたかったという事情があります。ただし、市議会には農業委員を任命する権限がないことは理解しておりますし、市議会が、農業委員の選任について一部否決されたこと自体は、特に問題があったとは考えておりませんでした。

否決の後、副市長や農業委員会のスタッフと情報共有し、対応策について協議し、意見を聞きました。井谷前中立委員とは、私は、直接話はしていません。

河野農業委員会事務局長が奈良県農業会議に相談したことは聞いています。令和2年6月23日付の事務連絡には目を通してはいますが、いつ見たのかは具体的には覚えていません。ただし、事務連絡の内容についての報告は7月8日の全員協議会

までに受けていました。『農業委員会の運営実務Q & A』についても、農業委員会の事務局長から見せてもらったと思いますが、正確な日付はわかりません。

以上の書類以外に、奈良県農業会議から、前任委員の承諾が必要であると口頭で指導されたと聞いております。上記の『Q & A』は、全国農業委員会職員協議会が編集したもので、ここに書かれていることは全て正しいというものではないと判断しました。

山本政策監には、7月8日までに、この案件について、手伝うように指示をしています。その後、山本政策監とは、情報共有していました。その他、情報共有を図っていたのは、政策監以外に、農業委員会事務局長、農林商工部長といったところでは、同日の全員協議会で、「全国はじめての事例」という説明をしています、これは、農業委員会が開けないという事例についてのことで、否決されたことについてではないです。

同日以降は、前任委員の承諾を得る方法を検討したり、議長からの提案をまっていた。同月19日以降、農業委員の任命をしなかったのは、奈良県農業会議から前任委員の職務継続には承諾が必要と聞いていたからです。一方で、顧問弁護士に対し、今般の事態を受けて、「どのようにすれば、農業委員会の総会を開催できるのか」という趣旨の質問はしていませんし、そのような質問をするようにという指示もしていません。

農林水産省との協議の内容については、その都度、口頭であったり、議事録などの文書で報告を受けておりました。議事録の中で、私が、農業委員会法第10条第2項に関して、前任委員の「承諾にこだわっている」という記載があるそうですが、「承諾が必要なのか不要なのか明らかにしてほしい」という趣旨です。

農林水産省の方からホームページの記載を訂正するように指導されたことは知っており、農業委員会の職員には、適切に対応するように指示していました。修正するかしないかは、農業委員会の事務局長の判断です。

農林水産省から10月8日付の技術的助言を受け、市長として、前任委員に対

し、直接アプローチできるようになりました。ただし、そもそも市長が前任委員に直接アプローチしてはいけないということについて、このような取扱いを裏付けるような具体的な法令の定めは知りません。私の独自の判断です。また、同助言に記載された「理解を得て」という文言は、「承諾を得て」という意味に理解しました。私は、国語の問題としても、間違っているとは思いません。」

第5 当委員会の認定した事実及び判断

1 農業委員会法の定めについて

(1) 農業委員会法第8条第1項が、市町村長が農業委員を任命するにあたり、同条第4項に係る欠格事由に加え、市町村議会の同意を要件としているのは、従前の公選制が廃止され、市町村長による任命制に改められるにあたり、それでもなお民主的な統制を確保するためと理解できる。

また、同法第10条第2項が、前任委員の任期満了後も後任委員が選任されない場合について、前任委員が引き続き職務を行うとしているのは、行政の継続性を確保することで、同法第8条第1項に係る農業委員の選任手続きの如何によって農地法等に基づく事務が停滞してしまい、同法に係る許可を申請する者に不利益が及ぶことを防止するためと理解できる。

なお、同法第10条第2項の定めがなされていることで、農業委員に就任する者は、任期満了の如何にかかわらず、後任となる委員の選任がなされるまでは、その職務に当たる義務を負うことになる。

(2) そして、今回のように市町村長が同意を求めるに至った農業委員の候補者のうち一部について同意を得ることができなかったような場合については、一般的に入手可能な書籍においても、次のように解説されている。

(問 4 5)

中立委員又は認定農業者等委員の議会同意がとれない場合、
その他の委員の任命手続きについてはどうするのが適当ですか。

(回答 4 5)

同意が得られた委員については通常どおり任命し、議会同意がとれなかった者の前任の認定農業者等委員又は中立委員に該当する方が職務を継続することで農業委員会業務に支障が出ないようにしてください。

なお、職務継続の候補者が複数人いる場合、最も適切な人物を市町村長が決定します。(全国農業委員会職員協議会編『農業委員会の運営実務Q & A (改訂 6 版)』35 頁。)

このような取扱は、農業委員会法第 10 条第 2 項の趣旨に照らしても自然なものであり、既に指摘した本件通知や本件事務連絡の内容にも整合している。そして、同文献の上記の記載について、河野農業委員会事務局長らは、本件議案に同意を得られなかった後、相当初期の段階で確認している。

(3) ところが、証人である河野農業委員会事務局長、林議会事務局長、山本政策監、金剛市長は、農業委員会法第 10 条第 2 項に基づいて前任委員に対し職務の継続を求めるにあたっては、法律上の要件として前任委員の承諾を要するかの如く証言し、これは奈良県農業会議から「口頭」での助言を受けたことによるもので、あたかも農林水産省から一定の理解を得られたかのような証言をしている。

しかし、河野農業委員会事務局長らの証言するところは、そもそも、①本件通知、本件事務連絡といった公的文書、あるいは『Q & A』といった基本文献の記載内容に整合しない。そればかりか、河野農業委員会事務局長らが証言するような形で前任委員の承諾を法律上の「要件」としてしまえば、同法第 10 条第 2 項は、今回のような場合を想定し、その手当をしているにもかかわらず、その枠組みが容易に崩されてしまうという点において相当ではない。

そもそも、②河野農業委員会事務局長らが指摘する奈良県農業会議の「口頭」による助言についても、同会議の職員が、法令上の要件として「承諾が必要」と述べたものか、あくまで社交儀礼の範囲内で「承諾が必要」と述べたものか判然としない。しかも、なぜか河野農業委員会事務局長らにおいては、両者の区別を明確にすべく、同会議に対し詳細な確認を行った形跡もない。当時の宇陀市農業委員会の実務を左右する重要な事項であるにもかかわらず、これを実施していないのは、相当不可解である。

さらに、③農林水産省との関係でも、同省に残された宇陀市農業委員会との打ち合わせ概要の記載と全く整合しない。かえって、同省作成に係る令和6年10月3日の宇陀市農業委員会の農業委員任命問題に関する打合せの記載、あるいは本件通知の内容に鑑みると、かえって、同証人らの証言は、同省の職員らの発言を正確に理解していなかったか、自らに都合のよい見解に整合しない回答については受け入れようとしなかった疑いが濃厚である。

なお、上記「都合」の内容の如何については、後述する。

2 金剛市長の判断の誤り

- (1) 宇陀市議会は、令和6年度第2回定例会において、中立委員候補者の任命については同意していないが、その他の農業委員の任命については、すべて同意した。

したがって、金剛市長においては、速やかに市議会の同意を得られた新委員の任命手続を行い(農業委員会法第8条第1項)、継続して職務を行うことになる前任の中立委員とともに、「委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会」を招集する義務があった(同法第27条第1項但書)。

ところが、金剛市長は、上記の手続を放置し続けたことで、総会において、次期の会長の互選(同法第5条第2項)も行うことができず、長期間、宇陀市農業委員会の代表者(同条第3項)が欠けた状態が継続することになった。その結果、同年8月から同年10月まで、農地法等によって農業委員会の権限とされる事項に

ついて、事務処理がなされることがなかった。

以上のような金剛市長の対応は、農業委員会法が市町村長に義務付けた行為を合理的な理由もなく懈怠するものであり、違法である。

また、河野農業委員会事務局長は、宇陀市農業委員会のホームページ上で、「宇陀市には農業委員会が存在しない」かの如く広報し、さらに、農林水産省から誤った記載を訂正するように指導がなされたにもかかわらず、これを放置し続けた。

しかし、当時の宇陀市農業委員会の状況というのは、正確には、金剛市長が市議会によって同意の得られた農業委員らの任命手続を合理的な理由もなく懈怠した結果、農業委員並びに農業委員会会長を欠き、総会を開催することができない状況に置かれていただけであり、宇陀市農業委員会が消滅したわけではない。したがって、農林水産省からの指摘を待つまでもなく、ホームページの記載は誤りである。

(2) ところで、農林水産省は、「農業委員会が存在しない」という理由から、そもそも農地法その他の申請を受理すらしようとしない宇陀市農業委員会の対応について、「行政手続法(平成5年法律第88号)第7条に照らしても適正を欠いている状態であることから、速やかに審査等の事務を実施することが求められる」としている。

ここで行政手続法第7条の趣旨については、「許認可を求める申請が到達したあと行政庁が遅滞なく審査を開始する義務を定め、一定の形式的要件に不備を見出した場合にも、速やかに申請者に補正を求めるか、さもなくば許認可等を拒否するかに対応をすべきことを規定している。行政庁が諾否いずれの処分もしないまま行政指導を続ける余地をなくすため、「受理」の観念を排除し、33条などとともに、申請に対する処分の迅速で公正な処理を確保しようとするものである」などと説明されている(室井力他編『コンメンタール行政法Ⅰ行政手続法・行政不服審査法(第3版)』121頁)。

一方で、今回、宇陀市農業委員会は、「農業委員会が存在しない」ことを理由として、農地法等の許可を求める市民に対し、申請そのものを公然と受け付けないことにより、審査すら開始していなかった。上記のような同条の趣旨に照らした場合、このような対応は悪い意味で同条の想定外であり、同条との関係でも違法である。

3 本件による農業関係者に生じた影響

この点については、直近3か年の農業委員会による処理件数から推定するのが最も簡便であるところ、令和3年度以降の処理件数は、既に紹介したとおりである。平均すると、年間に約260～270件、月々では20～25件の処理案件や報告事項があるということになる。

一方、宇陀市農業委員会が、農地法等に係る案件の処理を停止していたのは、令和6年8月から同年10月までの約3か月間であった。

したがって、概ね、60～75件の案件が、申請の受付さえなされずに放置されてしまったという計算となる。再開後の総会においても、50～60件が滞留している旨が紹介されており、これとも整合する。

ただし、個別具体的な被害の実態については、個人情報に関わることから当委員会で調査することはできなかった。

4 金剛市長が農業委員会の事務を遅延させた背景

(1) ところで、金剛市長においては、農業委員会法第10条第2項に係る条文の文言はもちろんとして、その解釈適用についても、基本的な文献の記載はもちろんとして、顧問弁護士からの助言や同法の所管官庁である農林水産省からの助言、本件通知、本件事務連絡等により、十分に把握していた。

ところが、自らの誤った法解釈に固執し、宇陀市議会の同意を得られた農業委員の任命手続きや、その後の総会の招集手続きを懈怠するどころか、宇陀市のホームページに自らの一方的な解釈に基づき、市議会の対応を論難するような文書を掲載し続けるに至ったのは、如何なる理由があるのか。

(2) まず、当委員会による調査の結果、明らかとなった金剛市長をはじめとする関係者の言動から確認しておきたい。

(ア) 全員協議会における山本政策監の発言について

山本政策監は、令和6年7月8日の全員協議会において、農業委員会法第8条に関して「地方議員が先ほどの私が申しました否決する2点の理由(農業委員会法第8条第4項の欠格事由のこと)以外で否決させるということはあってはならないという内容の部分が法律で定められているんです。ですから、先ほど議員さんらはこの理由なくして、例えば議運の委員長が退席したからとか、選挙中にちょっとあまりよくない噂を聞いたとか、そんなことで議決してはならないということも法律で謳われてるんです」と説明している。

この説明によれば、農業委員会の委員の任命ができないことは、あたかも市議会が農業委員会法の解釈を誤ってしまったことにあるかのごとくである。しかし、率直に述べて山本政策監による独自の解釈と言わざるを得ず、文献資料を含め、具体的な裏付けを全く欠く。

なお、山本政策監は、同年11月15日に開催された全員協議会においても、同法第10条第2項について、農林水産省の職員が「(前任委員の)承諾は絶対いると。了解をとってくださいということを明確におっしゃった」などと説明しているが、これも具体的な裏付けを全く欠く。

(イ) 農業委員会総会における会長らによる発言について

下村宇陀市農業委員会会長は、上記(ア)の全員協議会後に開催された宇陀市農業委員会の総会において、中立委員候補者が任命の同意を得られなかったことに関し、「法律上定められた人を否決したということは、人権問題にもなりかねないと感じています。それを平気で5対5で議長が独断で判断したことについて、県でも問題視しています」などと述べている。しかし、言辞の激しさとは裏腹に、その内容は全く裏付けを欠く。

さらに、「市長としては議長の考え方にはついていけないから3年間(後任

の委員を)選ぶつもりはないと市長は言われてました」、「議会は議会として自分たちがしたことを反省して、何らかの処置をして最終的に、賛成の議員にしてみたら議長をやめさせてはとの話にまで来ています」などと述べるが、市長とともに市民を代表する機関としての市議会に対する敬意は感じられない。

また、井谷前中立委員も、「農業関係者の方には申し訳ありませんが、バッシングされようが何されようが自分は自分の責任をきちんと果たしてきたと、でもここですっと受けたら彼らは上手いこといったという話で終わってしまうし、こんな無責任な話に、自分も無責任に対応するわけにはいかない」などと述べている。

ここで、前後の文脈から「彼ら」というのは、本件議案を否決した議員のことを意味していることは明らかである。宇陀市議会によって同意を得られなかった中立委員候補者が、井谷前中立委員による事実上の「推薦」による方であったという事実をさておくとしても、極めて個人的な感情に基づく発言であることは否めない。

(ウ) 農林水産省との協議の際の不穏当な言動について

一連の農林水産省との協議の際の山本政策監、林議会事務局長らによる発言の具体的な内容については、既に指摘した通りであるが、ここで指摘しておかなければならないのは、農業委員会法第10条第2項に関し「前任委員の承諾が必要である」との解釈に、金剛市長及び山本政策監が固執していたこと、さらに同政策監をはじめとする宇陀市側の出席者による、宇陀市議会に対する具体的な根拠に乏しく、かつ敬意を欠いた発言の数々である。

幸い農林水産省は、農業委員会法第10条第2項の解釈については前任委員の承諾を不要とする見解を変更せず、山本政策監らが希望する内容の文書の発出を拒否することはもちろんとして、同人らの行動が、宇陀市内の農業関係者に対する配慮よりも、市議会に対する面子の保持に傾倒していたことも見透かしていたと思料される。

(エ) 石黒弁護士への相談について

宇陀市の顧問を務める石黒弁護士への相談内容及び同弁護士による回答の具体的な内容は、既に指摘したとおりであるが、ここで指摘しなければならないのは、同弁護士への質問内容の不自然さである。

当時、宇陀市としては、本件議案に宇陀市議会の同意を得ることができなかったが、それでも農業委員会に係る事務の停滞を回避すべく努力しなければならない状況にあった。

ところが、同弁護士への相談事項は、金剛市長の提案に同意しなかった市議会の対応が、農業委員会法上許容されないのではないかといった内容や、同法第10条第2項は、その法文の如何にかかわらず、前任委員の承諾を要件としているのではないかといったものばかりであった。

換言すれば、宇陀市にとって喫緊の課題である「農業委員会に係る事務を如何に途切れさせることなく継続していけばよいのか」という市職員であれば当然と思われる質問がなされず、どこか農業委員会にかかる事務の混乱を市議会の責任にしようとしているのではないかと感じられるような質問に終始していた。

これは宇陀市内で農業に従事する者にとっては有益ではなく、敢えて指摘すれば、全員協議会における山本政策監の無責任な発言の裏付けを必死に探していたと見られてもやむを得ない。

(オ) 金剛市長による奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会などへの報告

金剛市長は、令和6年9月19日、本件議案に同意しなかった一部議員の発言に関し、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会、奈良地方法務局、奈良県人権施策課宛に「差別事象について(報告)」と題する書面を送付した。

しかし、文書の内容については、同年7月の時点で、既に石黒弁護士から「特

に問題がない」旨の助言を受けており、その後 1 か月以上の期間を経て、わざわざ上記文書を発出することは理解に苦しむ。これでは、報告対象となった議員個人に対する嫌がらせであると考えられてもやむを得ない。

(カ) ホームページ上の過剰な記載

既に述べたとおり、農業委員会のホームページには、本件議案に同意が得られなかったことに関連して、わざわざ賛成議員、反対議員の人数のみならず、賛成及び反対の議決を行った議員の個人名が複数回にわたって記載されている。しかし、市議会による結論はさておき、事案への賛否に加わった議員の個人名を農業委員会のホームページに記載することの必然性は全くない。

むしろ、同ページを確認した市民らに対し、宇陀市農業委員会の混乱の原因が、金剛市長の提出した議案に反対した議員らの責任であるかのような印象を与えかねない。

(3) 令和 6 年 10 月 8 日に農林水産省経営局長から宇陀市長宛てに出された「指導書（技術的助言）」について、市長は議会に対し、「この文書が出されたことによって、ようやく市として動くことができた」と説明していた。

しかしながら、指導書では、申請を受け付けない状態は、行政手続法に照らしても適正を欠いていると指摘されている。その上で、農業委員に制度の趣旨について理解を得て、適切な運用を図るよう求めているにすぎない。

同年 10 月 3 日の農林水産省との面談では、指導書がなくても市長は動けると指摘しているが、農業委員会法等の趣旨に照らせば、この文書が発出される以前であっても、市長が必要な対応を検討し、農業委員会の機能を維持するための措置を講じることは可能であったと考えられる。

にもかかわらず、あたかも令和 6 年 10 月 8 日まで市長には対応することができなかったかのような説明を議会に対して行ったことは、結果として、自らの対応を正当化するための議会への説明であったと言わざるを得ない。

(4) また、農業委員会法第 10 条第 2 項の解釈に関して、山本政策監からは、「農

林水産省に照会しているが、現時点では同省からの回答を受領していない」との趣旨の証言がなされた。

これを受け、本委員会において農林水産省経営局農地政策課に対し、宇陀市及び宇陀市農業委員会から同条項の解釈について照会が行われているか確認した。その結果、「宇陀市及び宇陀市農業委員会から照会中の案件はない」、「令和6年9月6日、9月13日及び10月3日の打合せを行い、農業委員会に関する法律第10条第2項では承諾は求められていない旨を回答している」との確認ができた。

したがって、山本政策監が証言した説明は、農林水産省経営局農地政策課から確認した事実と整合しない。よって山本政策監からの証言は事実ではない。

(5) 既に指摘した通り、金剛市長をはじめ山本政策監、河野農業委員会事務局長らが、農業委員会法第10条第2項の適用にあたっては、「前任委員の承諾を得ることが要件となる」と解釈することになった根拠としてあげるのは、奈良県農業会議による「口頭」説明のみである。

しかし、既に指摘したような客観的な文献の記載、本件事務連絡、本件通知、さらに同法の所管官庁である農林水産省による助言、顧問である石黒弁護士による助言は、いずれもこれに矛盾しているにもかかわらず、奈良県農業会議の口頭説明にこだわり続けるばかりか、同会議に対し、同説明の趣旨を確認をすることすらせず、あげくの果てには、農林水産省に対し、上記解釈に沿った内容の文書を発出してもらうことにこだわり続け、さらには意に沿わない同省の職員に対し脅しめいた言辞を弄するに至っている。

そもそも、今回に限らず、行政を運営する中で、法令解釈上の問題に直面することは日常的に生じるものである。これに対応する市職員とすれば、根拠となる法律、規則、政令、条例の文言を確認することは勿論、注釈書、解説書その他の基本文献、行政庁による通知類の確認、裁判例の確認、さらに関連省庁への照会、顧問弁護士への照会といった作業を経て、これらの情報をバランス良く整理し、

当該事案にあてはめるという作業を行うのが一般的である。むしろ、このような地道な作業を繰り返すことで、公平公正で安定した行政運営が確保されると言ってもよい。

しかし、今回の一連の対応は、法に基づいた行政を担う市職員の行動としては、いささか常軌を逸している。その結果、宇陀市内の農業関係者に対し、多大な迷惑を及ぼすに至ってしまった。山本政策監はさておくとして、金剛市長をはじめ、河野農業委員会事務局長、林議会事務局長、東農林商工部長らは、いずれも宇陀市あるいは奈良県の職員として相当なキャリアを有しているところ、同人らが、そろいもそろって上記のような不合理な対応に終始したのは、極めて残念である。

- (6) ここで、金剛市長をはじめとする市職員らが、上記のような不合理で残念な対応に終始し、その結果、金剛市長において、農業委員会法や行政手続法に照らし、違法とされるような行為に至ってしまった背景、原因として考えられるのは、市議会ないし本件議案に賛成しなかった市議会議員に対する過剰な敵対意識、対抗意識である。

この「敵対意識」、「対抗意識」というのは主観的・内面的なものであるが、上記(2)で指摘したように、はからずも関係各所における発言として漏出している。こと山本政策監に至っては、上記に加え、随所に侮蔑的な発言すら確認されている。

もちろん市長、あるいは市職員であるからといって個々人の思想信条の自由は保障されており、その内心において、市議会や市議会議員に対し、政策上の賛否の意見、あるいは人間的な好悪の感情を抱くこと自体は問題ではない。しかし、地方公務員として、宇陀市の行政をになう立場にある以上、個人的な意見や感情を優先し、公平公正であるべき行政運営をゆがめ、宇陀市民や、宇陀市内の農業関係者に迷惑をかけることは決して許されない。

5 結論

令和6年6月25日、農業委員の任命について候補者12名のうち1名が議会の同意を得られず、不同意となった。これを受け、同年7月8日に市長からの申し入れにより全員協議会が開催された。

同協議会では、本件に関して特命を受けた山本政策監（宇陀市立病院参事）から法律について説明が行われたが、事実と異なる内容が含まれていた。また、全ての責任を議会側に負わせる趣旨の発言もあった。

さらに、この時点では農業委員会法により農業委員会を開催できる状況であったにもかかわらず、金剛市長は開催できない旨の発言をしていた。

この全員協議会での説明を起点として、その後の農業委員会が開催されず、農地法等に基づく申請の受付・審査にも影響が及ぶなど、事態は大きな問題へと進んでいった事件である。

本件を検証する上で、まず確認すべきは、農業委員会法第10条第2項の趣旨である。同項は、後任の農業委員が就任するまでの間、前任の委員が引き続きその職務を行うことを定め、農業委員会が滞ることのないように手当された条項である。しかし、金剛市長は前任委員の「承諾」が必要であるとの独自の解釈に基づき、議会同意を得た委員の任命を行わなかった。その結果、農業委員の招集も総会の開催も行われなかった。

しかも、農林水産省から複数回にわたり、法制度上、前任委員の「承諾」の必要はないとの指導を受けている。また、顧問弁護士からも同様の見解が示されていた。それにもかかわらず、金剛市長は当初の法解釈を見直すことなく、その判断に固執した。その結果、農業委員会の機能を約3か月にわたり停止させ、農地法等に基づく申請の受付・審査が行われない状態を生じさせ、多くの農業関係者に重大な不利益を及ぼした。

また、宇陀市のホームページや広報等において、農業委員会を開催できない原因が、議会の責任であるような情報発信が行われた。これは行政側の責

任逃れの一方的な主張に基づくものであり、公正かつ公平な市民への行政広報のあり方からすれば、あまりにも稚拙な情報発信であり、重大な問題である。

本調査を通じて明らかとなった大きな問題の一つは、金剛市長及び一部幹部職員の市議会に対する過度な敵対意識が、行政上の判断や対応に影響を及ぼしたのではないかという点である。市長や職員が議会の判断に異論を持つこと自体は否定されるものではない。しかし、政治的な対立や感情を行政事務に持ち込み、その結果として行政サービスを停止させ、市民に不利益を及ぼすことは、決して許されるものではない。

また、一部幹部職員の対応についても、職務遂行上、看過できない点が認められた。河野農業委員会事務局長については、農業委員会の事務を所管する事務局長として、関係法令や制度について当然行うべき確認が十分になされておらず、その職責を十分に果たしていたとは言い難い。

さらに、山本政策監及び林議会事務局長については、議会や農林水産省はじめとする関係機関に対する偽りの説明、特定議員に対する侮辱的な発言、さらに農林水産省職員に対する法令の趣旨を逸脱した過度な要求等があったことが明らかとなった。

これらは、公務員に求められる公平、公正、中立性及び職務上の正確性や信用を損なう行為であり、ひいては、先人が築き上げてきた宇陀市の名誉や、市民及び職員の誇りを傷つけ、宇陀市行政そのものに対する市民や関係機関からの信頼を大きく失墜させる、悪質な行為である。

金剛市長においては、こうした職員の行為を看過することなく、服務規律及び信用保持の観点から適正かつ厳正に対処し、職務遂行を徹底させるべきであった。

以上を踏まえると、本件は、政治的な対立や感情を行政事務に持ち込んだことを発端に、法制度の確認不足、誤った判断への固執、不適切な情報発信

など、複数の問題が重なって生じた行政運営上の重大な失策である。

なお、本件で確認された違法行為は、農業委員会の総会を開催しなかったこと、及び農地法等に係る申請を受け付けなかったことである。

市長には、自らの政策や行政判断の結果に責任を負う「結果責任」が伴う。まして、その判断によって市民生活や行政運営に重大な損失を及ぼした以上、その責任を他者に転嫁することは許されない。

その結果に対する責任を最終的に負うのは、最高責任者である金剛市長自身であり、進退についても明らかにするべきである。

6 調査に基づく改善意見

行政に求められるのは、自らの判断や立場を守ることではない。

守るべきものは、市民の権利と財産、そして宇陀市政に対する市民からの信頼である。

今後は、法令解釈について一つの見解に固執することなく、国や専門機関の見解も含め、客観的に検討する仕組みを整えることを求める。

加えて、職員の誤った行為を看過せず、公正な職務遂行の徹底を強く求める。

また、政治的な対立や個人的な感情と行政事務を明確に切り離し、議会との間に意見の相違があったとしても、それを行政サービスの停滞や市民への不利益に決してつなげてはならない。

本件を重大な教訓として、今後の宇陀市政において、法令に基づく公正な行政、議会の権限を尊重する民主的な行政、そして何より市民の立場に立った行政運営が徹底されることを強く求め、本調査の最終的な総括とする。